

## 貸出タブレット、及びICT利用に関する規約

令和3年10月28日 制定・施行

### 【1】総則

- 1 貸出タブレット（以下、「タブレット」とする）は本校の教育活動において利用するものとする。
- 2 校内Wi-Fiに接続できるのは学校が認めたタブレットで、一人一台とする。スマートフォン等の携帯機器など、認められていない端末を接続することはできない。
- 3 タブレットは、生徒及び保護者がこの「貸出タブレット利用に関する規約」に同意し、「愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書」等を提出した上で利用することができる。
- 4 生徒はタブレット利用前に情報モラル教育を受け、その指導に従わなければならない。

### 【2】タブレット管理規則

- 1 IDやパスワードなどのアカウント情報は、各自で管理し、第三者に教えてはいけない。また他人のアカウント情報を知ろうとしたり、不正に利用したり、侵害したりすることを固く禁ずる。
- 2 教員の許可なくタブレットにアプリケーション・ソフトウェアなどのインストールを行うこと、及びタブレットの設定を変更することを固く禁ずる。
- 3 充電は家庭で行う。校内での利用が長時間にわたり充電の必要が生じた場合は、教員の許可を得た上で一時的な充電をすることができる。
- 4 タブレット、及び付属品（タッチペン、アダプター等）に不具合や破損が起こった場合、もしくはそれらを紛失した場合は、必ず担任、または各学年のネットワーク担当の教員に申し出る。（各家庭で修理・購入等を行わないこと。）

### 【3】タブレット利用規則

- 1 授業中は担当の教員の指示に従って利用する。
- 2 授業以外については以下の通りとする。
  - ① 図書館等、校内の特別な場所で利用する場合は、その場所の担当教員の指示に従う。
  - ② 原則として個人の作業に利用し、声を出すなどの周囲に迷惑をかけるような行為はしない。
  - ③ 音が出るような場合は、イヤホンなどを準備して音が漏れないようにする。
- 3 食事中や、トイレ・更衣室での使用を禁ずる。
- 4 生徒同士のタブレットの貸し借りを禁ずる。
- 5 タブレットを使っての撮影や録音は、教員の許可があった場合に限る。
- 6 公序良俗に反する行為や人の嫌がる行為、またプライバシーの侵害に、タブレットを使用することを固く禁ずる。

**【4】個人情報等の扱い、及びインターネット利用時について**

- 1 本人や主催者の許可を得ることなく撮影したり、録音・録画をしたりしない。  
(肖像権・著作権の侵害にあたる行為をしない。)
- 2 校内での活動をSNSに投稿しない。  
(投稿が必要な場合は、肖像権・著作権の侵害には当たらないことを確認した上で、必ず教員の許可を得ること。)
- 3 自分や他人の個人情報(氏名、住所、電話番号、生年月日など)をインターネット上に書き込まない。
- 4 他人を傷つけたり、他人に嫌な思いをさせたりする記事、コメントを、インターネット上に書き込まない。
- 5 インターネット上のファイルやサイトには危険なものがあるので、教員の許可なくダウンロードをしたり閲覧をしたりしない。

**【5】その他**

- 以上の規約に従わなかった生徒については、特別指導等の措置を行う場合がある。